



子ども・子育て支援新制度説明会

平成26年 11月19日 (水)



宜野湾市教育委員会指導部 指導課

宜野湾市 福祉推進部 保育課

子ども・子育てを取り巻く現状

核家族の進展

地域とのつながりが希薄化

共働き家庭の増加

不安
孤独感

ひとりで子育て
していて、相談
できる人がい
ない…

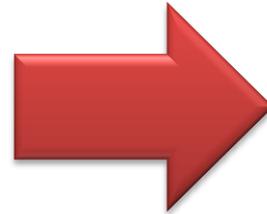


なかなか保育所に
預けられなくて
困ったわ…

新制度が目指す方向性

保育の場の不足を解消

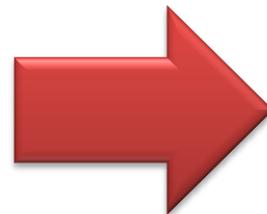
量の拡充



○施設整備による保育所増加
など

よりよい教育・保育の提供

質の改善



○保育士等の処遇改善
○研修の充実
など

新制度に移行する施設・しない施設

新制度に移行する施設と、これまでの制度を継続する施設があります。新制度に移行しない場合、手続きなどはこれまでと変わりません。

新制度移行する施設等

- 公立保育所
- 認可保育所
- 公立幼稚園
- 私立幼稚園
(新制度移行する場合)
- 認定こども園
- 地域型保育事業
(小規模保育事業など)

現行制度を継続する施設

- 認可外保育施設
- 私立幼稚園
(新制度移行しない場合)

**手続きなどについては
これまで通りです。
(変更はありません。)**

※認定こども園・地域型保育事業は現在本市にはありません。新制度スタート後に普及を目指していきます。

新制度に向けた現行施設の主な選択肢について



※公立幼稚園はすべて新制度へ移行し、私立幼稚園は各園で選択することができます。

公立・認可保育所



認可外保育施設



新制度のポイント

1. 認定こども園を普及します！



幼稚園と保育所の良いところをあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。また、園に通っていない子どもの家庭でも子育て相談や親子交流の場に参加できます。

2. 待機児童の解消を目指します！

幼稚園・保育所などに加えて低年齢・少人数の子どもを保育する地域型保育を活用するなどして待機児童の解消を目指します。



3. 地域で子育てを支援します！

幼稚園・保育所などを利用している方以外の方も含めた、全ての家庭に対する支援についても充実させていきます。



認定こども園とは？

①

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(幼稚園と保育所の特徴を活かしながら質の高い教育・保育を提供)

②

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育ての相談活動などや情報提供を行う)

認定こども園



幼稚園

- 幼児教育を行う「教育施設」
- 3歳～就学前の子どもが対象

機能付加

保育所

- 保育を提供する「児童福祉施設」
- 0歳～就学前の保育に欠ける子どもが対象

機能付加

幼保連携型

幼稚園と認可保育所が連携して一体的な管理・運営を行うタイプ

幼稚園型

幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ

保育所型

認可保育所が幼稚園的な機能を備えたタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所機能を備えているがいずれも認可されていないタイプ

特定教育・保育施設

認定こども園 0～5歳

幼保連携型 ※認可・指導監督の一本化等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

特定地域型保育事業 0～2歳

小規模保育

- 定員6～19名
- 入所数や職員要件によって3類型(A～C型)に分類

家庭的保育

- 家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- 定員5名以下

事業所内保育

- 事業所内の施設において保育を行う
- 従業員の子ども以外の子どもも保育する

居宅訪問型保育

- 子どもの居宅において家庭的保育者が保育を行う

- 待機児童の多い0～2歳を対象としています。
- 基本的に20人未満の少人数保育を行う事業です。
- 卒園後の受け皿、保育支援のため「連携施設」の確保が必要です。

家庭的保育 (保育ママ)

- 家庭的な雰囲気のもとできめ細やかな保育を行います
- 定員5人以下

小規模保育

- 少人数を対象に、きめ細やかな保育を行います。
- 定員6～19人

事業所内保育

- 事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- 一定の割合で地域の子どもを受け入れる。

居宅訪問型保育

- 障害等のため集団保育が困難でありケアが必要な子どもに対して保育を行います。
- 定員1名

新制度における「連携施設」の設定

- **小規模保育、家庭的保育、事業所内保育**（19人以下）を営む施設は**地域内の認定子ども園・保育所・幼稚園と連携することが必要**（平成31年まで経過措置あり）
- 連携施設では**保育内容の支援**や**卒園後の受け皿**としての役割を担う（離島、へき地等での特例措置あり）
- **基本的に双方の事業者間で調整**を行うが、**困難な場合は市町村が調整**



※居宅訪問型保育事業についても、集団保育が困難な障害児を保育する際は、障害児入所施設などの連携施設を確保する必要があります。

連携内容の例

保育内容 支援	給食	小規模保育等の給食が連携施設からの搬入の場合の 献立・調理・搬入 など
	嘱託医	小規模保育等が連携施設と同一の嘱託医に委託する場合は、 必要に応じ 健康診断等を合同で行う
	園庭開放	連携施設の運営に支障のない範囲で 園庭を開放 する
	合同保育	連携施設の運営に支障のない範囲で 合同保育を実施 する
	後方支援	保育士の急病等の場合、 支障のない範囲で 協力 する
	行事参加	連携施設の運営に支障のない範囲で 協力 する
卒業後の受け皿	連携施設の 優先利用枠 を設定する	

新制度に対応する施設利用の流れ

幼稚園等を
利用希望の
場合



幼稚園等に
直接申込みを
します

幼稚園等から
入園の内定を
受けます

幼稚園等を
通じて
利用のための
認定
を申請します

幼稚園等を
通じて
宜野湾市から
認定証が
交付されます

幼稚園等と
契約を
します

保育所等を
利用希望
の場合

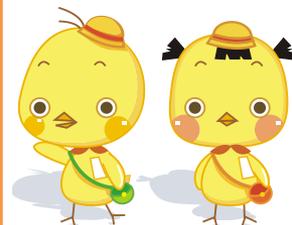


宜野湾市に
「保育の必要性」
の認定、
保育所等の
利用希望の申込み
をします

宜野湾市から
認定証が
交付されます

申請者の希望、
保育所等の状況
により、
宜野湾市が
利用調整します

利用先の
決定後、
契約と
なります



※平成26年度に関しては、上記手順が前後することがあります。

- 新制度に移行する施設を利用するためには、『認定』が必要になります
- 保護者の申請に基づき3つの区分による認定を行い、認定証を発行します
- 現在施設を利用しており、引き続き利用を希望する場合も必要となります

※「保育が必要かどうか」の認定であり、施設入所が決定するものではありません！

1号認定



3～5歳で教育を希望

【利用できる施設】
認定こども園
幼稚園

※新制度に移行しない
私立幼稚園については、
認定の申請は不要です

2号認定



3～5歳で保育を希望
(幼稚園との併願含む)

【利用できる施設】
認定こども園
保育所

『保育の必要な事由』
に該当する必要が
あります

3号認定



0～2歳で保育を希望

【利用できる施設】
認定こども園
保育所
地域型保育

『保育の必要な事由』
に該当する必要が
あります

支給認定（3つの区分）



認定の区分は主に

①子どもの年齢

②保育必要性の有無

といった項目により、以下の3種類に分けられます。

	保育は不要	保育が必要
3～5歳	1号認定	2号認定
0～2歳	—	3号認定

支給認定（利用できる施設）

保育の認定区分によって、利用できる施設が異なります。

	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育	利用できる時間
1号認定 (満3歳以上)					1日4時間 (教育標準時間)
2号認定 (満3歳以上)					1日11時間 (保育標準時間) または 1日8時間 (保育短時間)
3号認定 (満3歳未満)					

※現在、宜野湾市には認定こども園や地域型保育はありません。

認定について（保育が必要な事由）

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要ですが、これまでの事由（保育に欠ける事由）より、広がりました。

＜保育を必要とする事由＞※下線が新たに加えられた事由です

□就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

□妊娠、出産

□保護者の疾病、障害

□同居又は長期入院等している親族の介護・看護

□災害復旧

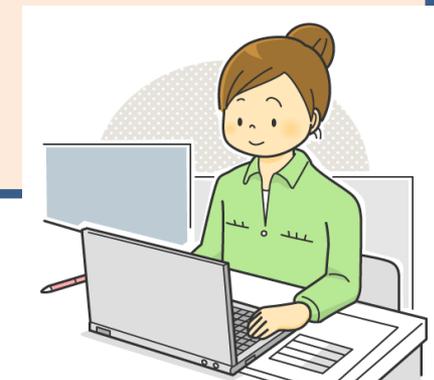
□求職活動（起業準備を含む）

□就学（職業訓練を含む）

□虐待やDVのおそれがあること

□育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

□ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



支給認定（保育の必要量について）

就労を理由として、保育が必要であるという認定（2・3号認定）を受ける場合には、その就労時間に対して保育を必要とする時間を設定した、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの保育必要量が決められます。

「保育標準時間」認定

（最長11時間／日）

フルタイム就労を想定した利用時間
就労時間：月に120時間以上

「保育短時間」認定

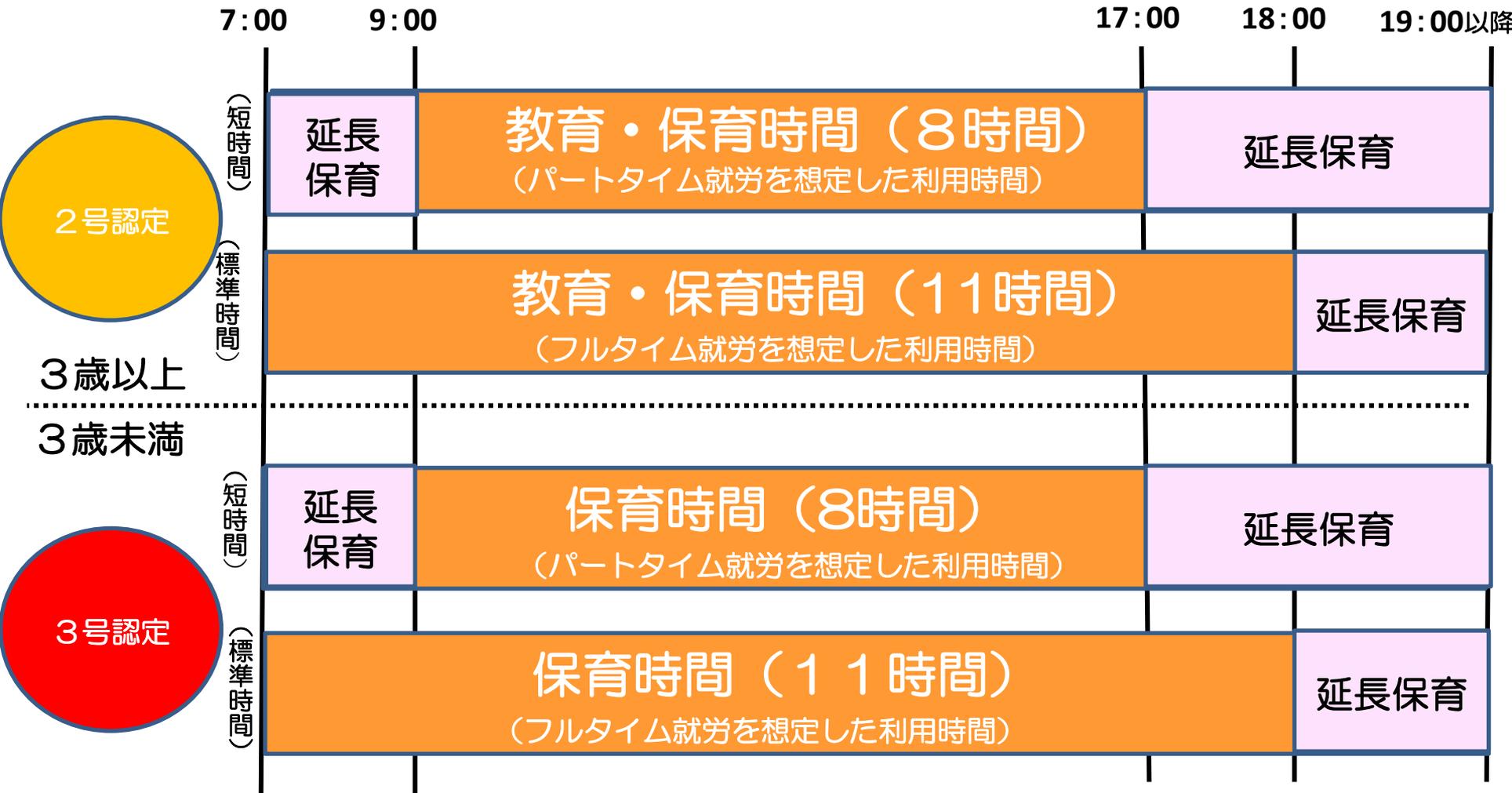
（最長8時間／日）

パートタイム就労を想定した利用時間
就労時間：月に64時間～119時間

※「保育短時間」利用が可能な時間については、各園ごとに決めることになっています。

※利用できる時間以外は「延長保育」として利用することになります。

利用時間（イメージ）について



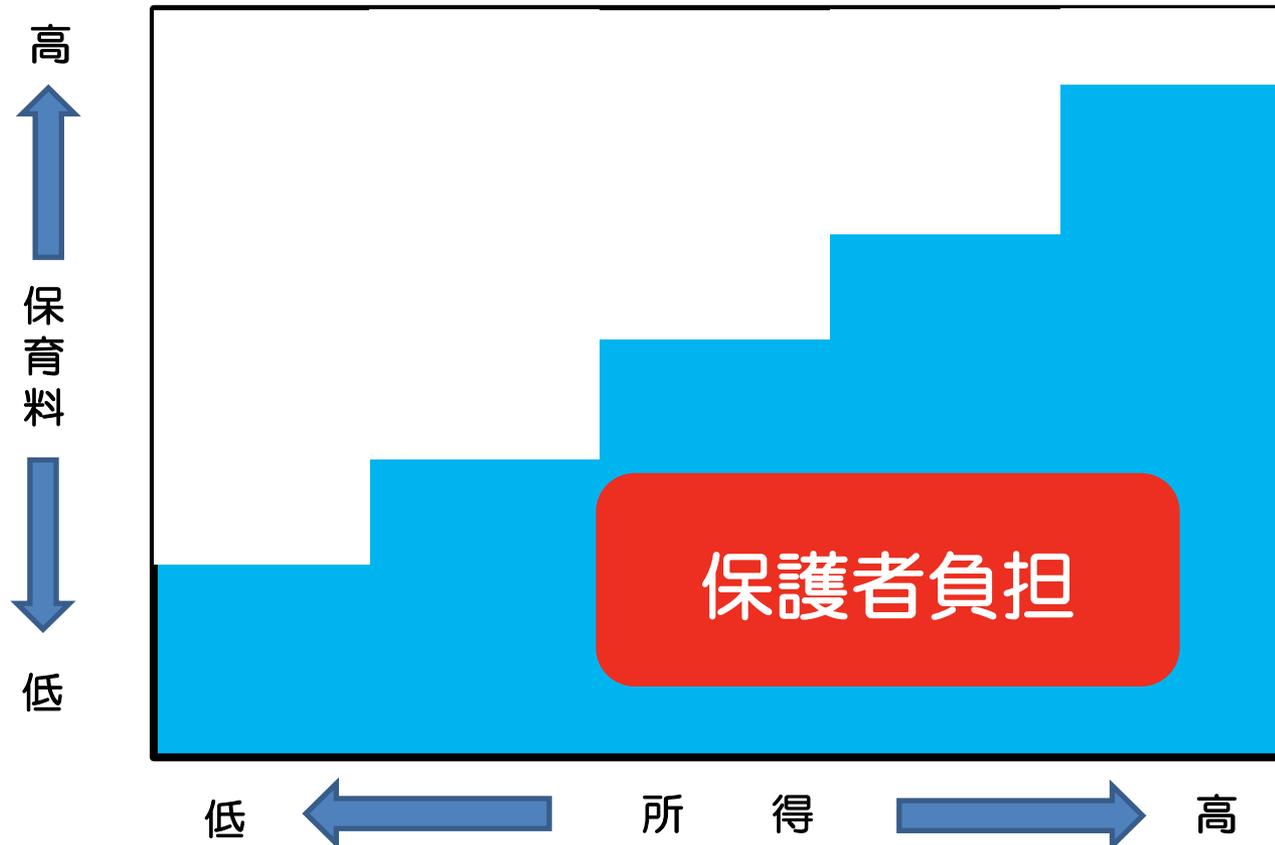
※幼稚園利用（1号認定）の利用時間は特に変更ありません。
※これはイメージであり、この時間設定のとおりに関所する義務があるわけではありません。

利用料（保育料等）について

- 新制度の対象となる施設・事業の保育料は、原則、保護者の所得に応じて料金が異なります。（応能負担）
※公立・認可保育所はこれまでと同じ考え方ですが、これまで一律の負担額であった幼稚園は変更があります。
- 具体的な金額については、市町村が決定します。
※現在、検討中。決定次第、お知らせいたします。
- 施設によっては、実費徴収（制服代・バス代など）、上乗せ徴収が発生する場合があります。
- 新制度に移行しない施設の利用料については、これまで通り園が決めることができます。

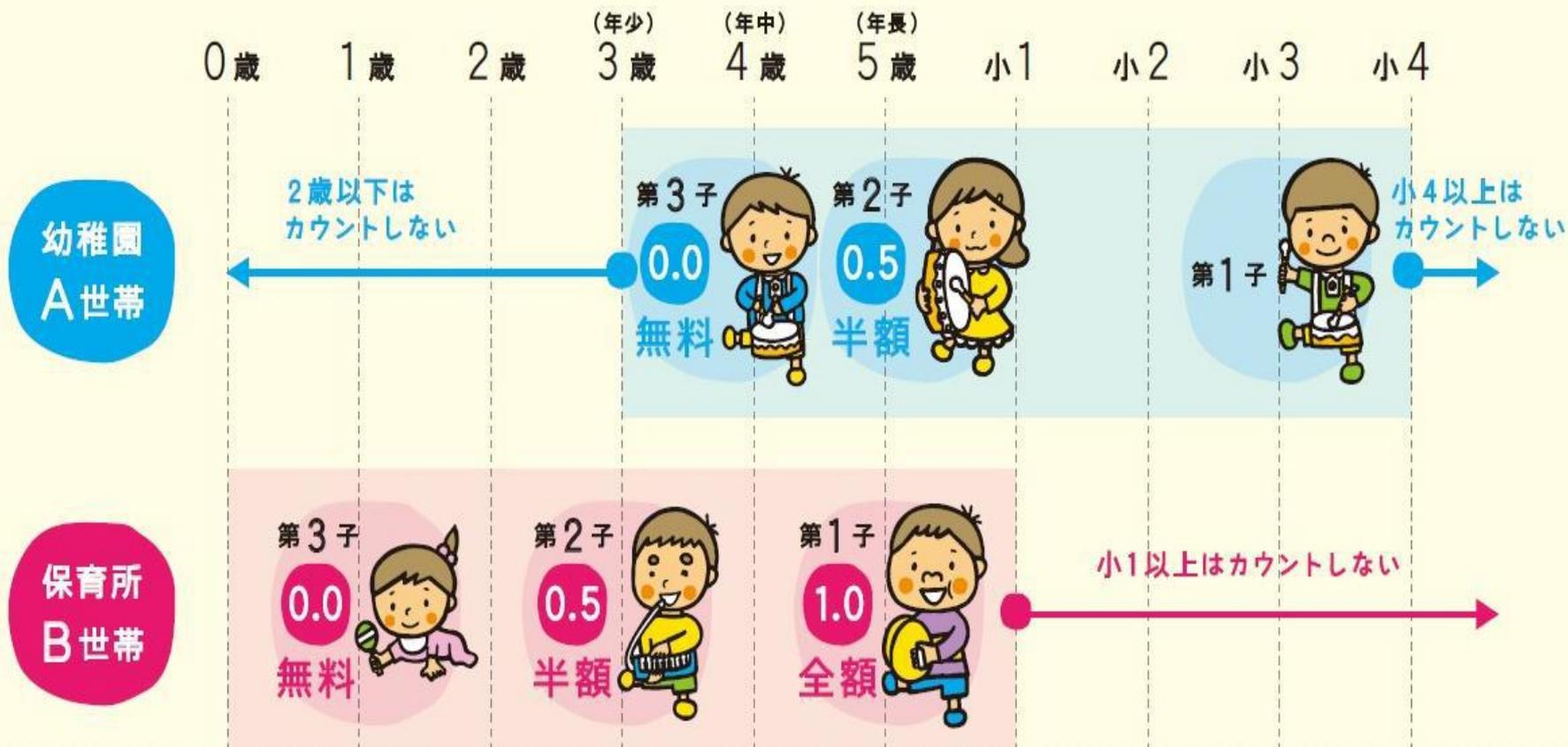
応能負担のイメージ

- 保護者の所得が多ければ、保育料も上がります。
- 新制度に移行する施設の保育料は市が決定します。
(園ごとに保育料を設定することはできません。)



多子世帯の保育料軽減について

新制度に対応する施設に兄・姉が通っている場合、保育料の軽減措置があります。幼稚園については、対象が拡大されました。



※地域型保育事業を利用する場合、保育所と同様になります。

施設に通う子以外の支援について

新制度では、幼稚園・保育所等に通う子の世帯だけではなく、すべての子育て世帯を応援するために、13の事業で構成される「地域子ども・子育て事業」を創設し、新たな事業の実施や、現在行っている事業を充実させます。



地域子育て支援拠点

- 身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談できる場所を増やします。
- 行政などが、担い手となって行います。

ファミリー・サポート・センター

- 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

乳児家庭 全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

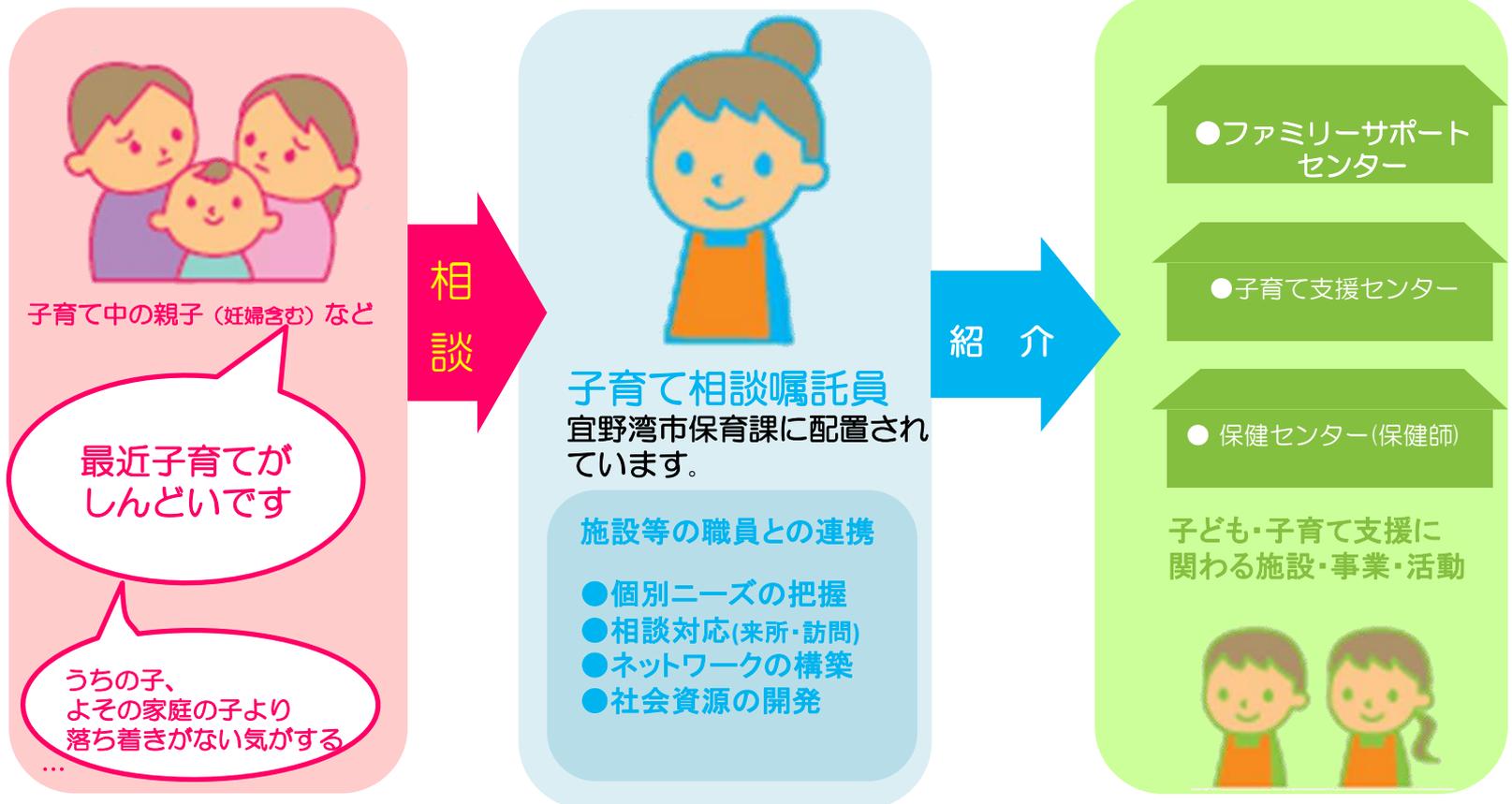
病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後に適切な遊びや生活の場を提供することで、子どもの健全育成を図ります。

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、**情報の提供や相談・援助**などをしていきます。
- 利用方法等が分からないなど、**子ども・子育てに関する総合窓口として、全ての世帯が利用できます。**



○公立保育園・認可保育園・認可外保育施設

	公立保育園・認可保育園	認可外保育施設
支給認定	必要（2号認定・3号認定）	不要
保育料	保護者の所得に応じた保育料	各園で定める保育料
利用申請	保育課窓口申し込み	各園に直接申し込み

○公立幼稚園・私立幼稚園

	公立幼稚園 新制度に移行する私立幼稚園	新制度に移行しない 私立幼稚園
支給認定	必要（1号認定）	不要
保育料	保護者の所得に応じた保育料	各園で定める保育料
利用申請	各園に直接申し込み	

- ◆ 平成27年度～平成31年度の事業計画（5年間）
- ◆ 就学前児童の教育・保育・子育て支援等に関して計画的整備を行う。
- ◆ ニーズ調査の結果を踏まえて、平成27年度からの5年間で、教育・保育の受け皿確保をはじめ、子育て支援の充実を図る。

宜野湾市子ども・子育て会議

- ◆ 平成25年11月に発足。
（平成25年度に2回開催。平成26年度は5回開催予定）
- ◆ 学識経験者・子育て支援関係者・保護者代表・公募市民など15名で構成されています。
- ◆ ニーズ調査の内容や事業計画の策定、施設等の基準を定める条例案などを審議し、市民意見として反映させます。



第1部 終了

質疑・休憩を挟んで、第2部「事業者向け説明」に移ります。



ご清聴、ありがとうございました。

新たな給付制度の創設

新制度では、「**施設型給付**」と「**地域型保育給付**」を創設し、従来バラバラに行われていた各施設等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。

子どものための教育・保育給付

施設型給付

保育所・幼稚園
認定こども園



地域型保育給付

地域型保育事業
(満3歳未満の子どもを対象とした少人数保育)



施設型給付

特定教育・保育施設

認定こども園 0～5歳

幼保連携型 ※認可・指導監督の一本化等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

地域型保育給付

特定地域型保育事業

小規模保育

- 定員6～19名
- 入所数や職員要件によって3類型(A～C型)に分類

家庭的保育

- 家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- 定員5名以下

居宅訪問型保育

- 子どもの居宅において家庭的保育者が保育を行う

事業所内保育

- 事業所内の施設において保育を行う
- 従業員の子ども以外の子どもも保育する

新制度における「施設型給付」、「地域型給付」の支給対象となるためには「認可」と「確認」を受ける必要があります。

- ◆「認可」の趣旨・・・目的に合致した基準を満たしているかどうか
- ◆「確認」の趣旨・・・支給対象施設・事業であるかどうか(既に認可されていることが前提)

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設の設置者は「法人に限る」(施行前に認可を受けている施設は除く)とされている。

※地域型保育事業に関しては、法人でなくても実施可能。(NPO・個人など)

○確認を受けるための基準

認可基準を満たす(認可を受ける)とともに、「運営に関する基準」を満たす必要があります、教育・保育施設の「運営に関する基準」、地域型保育事業の「認可基準・運営に関する基準」は本市条例によって定めている。

○既存施設の経過措置

新制度施行時(平成27年4月)に、現に設置されている認定こども園、幼稚園(公立・私立)、保育所(公立・認可)、家庭的保育事業については、「別段の申し出」があった場合を除き、「確認があったものとみなす」とされている。

「認可」と「確認」（所管について）

各施設・事業の認可・確認業務については、以下の図のように所管が分かります。

①教育・保育施設の「認可」



沖縄県

②地域型保育事業の「認可」

教育保育施設及び地域型保育事業の「確認」



宜野湾市

	施設・事業	認可	確認
教育・保育施設	認定こども園	沖縄県	宜野湾市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	宜野湾市	
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、保育所よりも1名多い配置を求め、質の確保を図る。

保育所		小規模保育事業			
		A型	B型	C型	
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準 +1名		
	資格	○保育士 ※保健師又は看護師の特例有 (1人まで)	○すべて保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	○保育士(1/2以上) ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ○保育従事者 ※保育士以外の者で、基礎研修受講が必要	○家庭的保育者 (1)保育士で基礎研修を修了した者 (2)保育士以外であり、基礎・認定研修修了した者 ○家庭的保育補助者 保育士以外であり、基礎研修を修了した者
利用定員		最低20人以上	6人以上19人以下		
設備・面積	保育室等	◆0歳・1歳 乳児室1人当たり1.65㎡ ほふく室1人当たり 3.3㎡	◆0歳・1歳児 1人当たり 3.3㎡		
		◆2歳以上 保育室等1人当たり 1.98㎡	◆2歳児 1人当たり 1.98㎡		
処遇等	給食	自園調理 調理室・調理員	原則自園調理(連携施設等から搬入可) 調理設備・調理員		

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職 員	職員数	0～2歳児 3:1 ※家庭的保育補助者と保育を実施する場合は、5:2	保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	○家庭的保育者 (1)保育士で基礎研修を修了した者 (2)保育士以外であり、基礎・認定研修修了した者 ○家庭的保育補助者 保育士以外であり、基礎研修を修了した者	【保育所型】 ○すべて保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) 【小規模型】 ○保育士(1/2以上) ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) ○保育従事者 ※保育士以外の者で、基礎研修受講が必要	○家庭的保育者 (1)保育士で基礎研修を修了した者 (2)保育士以外であり、基礎・認定研修修了した者
利用定員		5人以下 (家庭的保育補助者と保育する場合)	【保育所型】 20人以上 【小規模型】 19人以下	1人
設備・面積	保育室等	0～2歳児 3名までは9.9㎡以上 (4名以上は1人当たり3.3㎡加えた面積が必要)	小規模保育事業A型、B型の基準と同様	子どもの居宅で保育
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

項目	基準の内容
衛生管理	乳幼児が使用する設備・食器・飲料水は衛生的な管理に努めるほか、感染症や食中毒が発生したり、まん延しないよう必要な措置を講じなければならない。
食事の提供 およびその特例	利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。その上で特例として、食事の提供について連携施設や同一・系列法人が運営する社会福祉施設等からの搬入を行うことができる。
健康診断	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断のほか、少なくとも1年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
内部規定の整備	事業の目的および運営の方針、提供する保育の内容、職員の職種・員数等、保育の提供を行う日時・行わない日、利用定員その他の事業の運営に関し、重要な規定を定めておかななければならない。
苦情への対応	利用者または保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
耐火基準	乳児室を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていなければならない。 (小規模保育事業および事業所内保育事業のみ)

特定教育・保育施設

- 保育所・認定こども園の定員は、20名以上とする。
※幼稚園については、利用定員の下限規定はない。
- また、施設類型・認定区分ごとに利用定員を設定する必要があります。

	1号認定	2号認定	3号認定
幼稚園			
保育所 (公立・認可)			
認定こども園			

特定地域型保育事業

家庭的保育	小規模保育		居宅訪問型保育
	A型・B型	C型	
1人～5人	6人～19人	6人～10人	1人

項目	基準の内容
内容・手続きの説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育等の提供開始について利用者の同意を得なければならない。
応諾義務	支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
あっせん、調整等への協力	特定教育・保育施設等の利用について、市が行うあっせん及び要請又は調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
平等な取り扱い	子どもの国籍・信条・社会的身分又は特定教育・保育等の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
事故発生の防止と対応	事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。 事故発生防止のための委員会及び従業者への研修を定期的に行う。事故の状況及びその採った処置について記録しなければならない。賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。

項目	基準の内容
受給資格等の確認	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間を確認しなければならない。
支給認定申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
心身状況の把握	特定教育・保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。
小学校との連携	特定教育・保育の提供修了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう密接な連携に努めなければならない。
特定教育・保育に関する評価等	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
緊急時の対応	子供の体調に急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならないが、やむを得ない事情がある場合には、その限りではない。
掲示	当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

項目	基準の内容
職員	1クラス2名以上の配置が必要。(うち1名は放課後児童支援員とする) ※放課後児童支援員・・・保育士、教諭資格保有者等で研修を修了した者
利用定員	1クラスおおむね40人以下
設備・面積	児童1人当たり、おおむね1.65㎡以上
開所時間	○平日：3時間以上 ○休日：8時間以上
開所日数	年間250日以上



項目	基準の内容
平等な取り扱い	利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	利用者に対して、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、利用者の心身に有害な影響を与える行動をしてはならない。
衛生管理	乳幼児が使用する設備・食器等は衛生的な管理に努めるほか、感染症や食中毒が発生したり、まん延しないよう必要な措置を講じなければならない。
帳簿	職員・財産・収支及び利用者の処遇を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応	利用者または保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
保護者との連絡	常に保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明しなければならない。
関係機関との連携	市町村・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに本市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行わなければならない。



ご清聴、ありがとうございました。